

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物であり、次の用途及び規模等であるもの

	用 途	階数（地階含む）・延べ面積
1	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	体育館（一般公共の用に供されるもの）は、階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 その他は、階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
2	病院又は診療所	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
4	集会場又は公会堂	
5	展示場	
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
7	ホテル又は旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
8	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
9	博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
10	遊技場	
11	公衆浴場	
12	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
13	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
14	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
15	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	
16	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
17	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	小学校等（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）は、階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 その他は、階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
18	老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	保育所は、階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 その他は、階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
19	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物）

用途欄の番号：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 8 条第 1 項各号

階数（地階含む）・延べ面積：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条